

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

【概要】

【令和2年3月議会関連】

地方税施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に町国保税条例の一部を改正する必要が生じたため、3月31日に専決処分し、6月議会で承認された。

内容

国保税を減額する際の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の軽減判定の対象となる所得基準額の算定において、被保険者に乗ずるべき金額を引き上げることにより、低所得者に対する軽減措置を拡充するもの。

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減世帯	所得基準額33万円+28万円×被保険者数	所得基準額33万円+28.5万円×被保険者数
2割軽減世帯	〃 +51万円×被保険者数	〃 +52万円×被保険者数

【令和2年6月議会関連】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への国民健康保険税の減免を実施するため、緊急に町国保税条例を改正する必要が生じたため、6月議会に上程し承認された。

内容

減免申請をする場合の手続きについて、納期限までに申請ができないことにつき災害ややむを得ない事由があると町長が認めた場合には、納期限の経過後、町長が定める日まで申請ができる規定を追加した。

【改正内容】

(下線部分が改正部分)

改 正 案	改 正 後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>第24条 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者 ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれか</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>第24条 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(4) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(5) 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(6) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者 ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれか</p>

に該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア)～(オ) 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。**ただし、納期限までに当該申請書を提出することができないことにつき災害その他やむを得ない事由があると町長が認めた場合については、当該納期限の経過後町長が定める日までの間、当該申請書を提出することができる。**

に該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア)～(オ) 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。